

日本学生支援機構寄付金事業 「JASSO 支援金」のご案内

このたびの西日本豪雨により、大学に現住所として届け出ている住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対し、JASSO 支援金が支給されます。

以下に該当する方が応募できますので、学生課窓口まで書類を取りに来てください。

1. 申請資格

大学に現住所として届け出ている住宅が以下の被害を受けた場合、対象となります。

※本人が居住していない実家は対象外

※留年中、休学中に災害が発生した場合も対象外

①【半壊以上の被害を受けた場合】

- ・全壊、半壊
- ・全焼、半焼失
- ・全流出、半流出
- ・全埋没、半埋没
- ・床上浸水（床下浸水は対象外）

②【長期避難の場合】

自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した場合。

2. 支給額

10万円（返還不要）

3. 受付期間

10月15日（月）締切

4. 提出書類

①「様式1_申請書（日本人学生用）」（以下よりダウンロードして使用しても可）

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/icsFiles/afieldfile/2018/07/11/shinseisyo.pdf>

② <半壊以上の被害を受けた場合>

- ・罹災証明書（コピー可）または市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー（罹災証明書の発行に時間がかかる場合）

※罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとします。断水・停電理由の罹災証明書では支給されません。

※市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーで申請した場合は、追って罹災証明書をご提出ください。半壊以上の罹災証明書の提出を日本学生支援機構が確認した後、支援金が振り込まれます。

<長期避難の場合>

- ・自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料

③ 支援金の振込みを希望する口座の名義人及び口座番号がわかる通帳等のコピー

※支援金の振込口座について

- 申請者（学生）名義の普通口座のみとします。

（日本学生支援機構奨学金貸与及び給付中の場合は、原則として、奨学金振込口座と同一口座を指定してください。）

- 次の金融機関等を取り扱いません。

農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）

- インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可。

5. 提出先

学生課（C1号館6階） TEL：086-256-8442